



平成 29 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社プラザクリエイト
代表者の役職名 代表取締役社長 大島 康広
(JASDAQ コード番号 7502)
問 合 先 常務取締役管理本部長 村瀬 伸行
T E L 0 3 - 3 5 3 2 - 8 8 2 6

当社グループの組織再編（吸収分割）の実施及び定款の一部変更（商号の変更）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年10月1日を効力発生日として、当社事業の一部について、当社を分割会社、連結子会社である株式会社プラザクリエイトストアーズを承継会社とする吸収分割を行うことを決議いたしました。また、平成29年10月1日を効力発生日として、当社は、当社商号を「株式会社プラザクリエイト本社」に変更するとともに、連結子会社である株式会社プラザクリエイトストアーズの商号を「株式会社プラザクリエイト」に変更する旨、決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本会社分割は100%子会社へ事業を承継させる簡易吸収分割であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。また、商号変更につきましては、平成29年6月29日に開催予定の当社定時株主総会に付議する予定であります。

1. 吸収分割

(1) 吸収分割の目的

当社グループは、中長期的な事業戦略を円滑に遂行し、更なる成長を図る目的で、当社が営む法人営業部門（営業本部）に関する権利義務を株式会社プラザクリエイトストアーズに承継し、業務のスリム化、効率化を推進するとともに、当社は、グループ全体の戦略的なマネジメント機能を担い、経営基盤、組織体制の再構築を図ります。また、ガバナンス体制の強化、事業会社の責任と権限の明確化、意思決定の迅速化を図ることにより、グループ体制を一層強化し、さらなる企業価値向上を目指します。

一方、当社の事業子会社である株式会社プラザクリエイトストアーズ（平成29年10月1日付で「株式会社プラザクリエイト」に商号変更を予定）では、事業環境の変化への的確な対応を図り、自らの事業領域での成長を追求いたします。

(2) 会社分割の要旨

① 分割の日程

吸収分割承認取締役会（吸収分割契約締結日） 平成29年5月22日

吸収分割の予定日（効力発生日） 平成29年10月1日（予定）

（注）本吸収分割は、分割会社である当社は、会社法第784条第2項に規定する簡易分割のため、承継会社である株式会社プラザクリエイトストアーズは会社法第796条第1項に規定する略式分割に該当するため、両社の株主総会による吸収分割契約の承認を得ずに行う予定です。

② 分割の方式

当社を分割会社とし、株式会社プラザクリエイトストアーズを吸収分割承継会社とする吸収分割であります。

③ 吸収分割に係る割当ての内容

当社は、株式会社プラザクリエイトストアーズの発行済株式の全株式を所有しているため、株式会社プラザクリエイトストアーズは本件吸収分割に際し、当社に対して株式の割当てを行わないものとします。

- ④ 分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
該当事項はありません。
- ⑤ 分割により増減する資本金等
当社は、本吸収分割による資本金及び資本準備金の額の増減はありません。
- ⑥ 承継会社が承継する権利義務
効力発生日における法人営業部門（営業本部及び事業本部）に関する資産、債務、契約その他の権利義務を承継します。
- ⑦ 債務履行の見込み
本吸収分割において、当社及び承継会社の負担すべき債務について、履行の見込みに問題がないものと判断しております。なお、承継会社が承継する債務については、重畳的債務引受の方法によるものとしております。

(3) 分割当事会社の概要

	分割会社 (平成 29 年 3 月 31 日現在)	承継会社 (平成 29 年 3 月 31 日現在)
① 名称	株式会社プラザクリエイト	株式会社プラザクリエイトストアーズ
② 所在地	東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号	東京都中央区晴海一丁目 8 番 10 号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 大島康広	代表取締役社長 大島康広
④ 事業内容	グループの統括及び事業子会社の管理業務の受託並びに法人事業	プリントショップのフランチャイズ事業及びプリントショップの経営並びにモバイル事業
⑤ 資本金	100 百万円	10 百万円
⑥ 設立年月日	昭和63年 3 月11日	昭和39年 1 月23日
⑦ 発行済株式総数	13, 836, 258株	1, 000株
⑧ 決算期	3 月31日	3 月31日
⑨ 従業員数	58名	568名
⑩ 主要取引先	(株)プラザクリエイトストアーズ	富士フィルム(株)、ソフトバンク(株) KDD I (株)
⑪ 主要取引銀行	(株)みずほ銀行、(株)三井住友銀行、(株)三菱東京UFJ銀行、三井住友信託銀行(株)、(株)商工組合中央金庫	該当事項ありません。
⑫ 大株主及び持分比率	(株)中部写真 39.70% 富士フィルム(株) 16.33% ソフトバンク(株) 9.76% (株)みずほ銀行(常任代理人 資産管理サービス信託銀行(株)) 4.13% 大島 康広 1.67% プラザクリエイト従業員持株会 1.10% キャノンマーケティングジャパン(株) 1.08% 徳力精工(株) 0.87% 資産管理サービス信託銀行(株) 0.84% MS I P C L I E N T S E C U R I T I E S 0.83%	(株)プラザクリエイト 100%

	分割会社 (平成29年3月31日現在)	承継会社 (平成29年3月31日現在)
⑬ 当事会社の関係	資本関係	承継会社の全株式を保有
	人的関係	取締役3名、監査役1名が兼務しております。
	取引関係	当社から商品及び製品を購入、設備及び不動産の賃借、資金の融資等
	関連当事者への該当状況	当社の連結子会社
⑭ 直前事業年度の財政状態及び経営成績		
	株式会社プラザクリエイト (連結)	株式会社プラザクリエイト ストアーズ
純資産	2,485百万円	△1,794百万円
総資産	10,153百万円	10,613百万円
1株当たり純資産(円)	195円72銭	△1,794,956円27銭
売上高	1,348百万円	21,008百万円
営業利益又は営業損失(△)	157百万円	△50百万円
経常利益又は経常損失(△)	77百万円	△73百万円
当期純損失(△)	△517百万円	△118百万円
1株当たり当期純損失(△)(円)	△39円44銭	△118,613円25銭

(4) 分割する事業部門の概要

① 分割する事業部門の内容

法人営業部門(営業本部)とは、プリントショップ及びモバイルショップに属さないマーケットに対するBtoB(法人)向けの事業及び証明写真BOX事業等を行っております。

② 分割する事業部門の経営成績(平成29年3月期)

	(a) 分割事業	当社(分割前) (b)	比率(a/b)
売上高	844百万円	1,348百万円	62.6%

(注) 分割する事業に係る費用を現時点では確定できないため、売上高のみ記載しております。

③ 分割する資産、負債の項目及び金額(平成29年3月31日現在)

資 産		負 債	
項 目	帳簿価額	項 目	帳簿価額
流動資産	117百万円	流動負債	41百万円
固定資産	29百万円	固定負債	－百万円
合 計	146百万円	合 計	41百万円

(注) 上記金額は平成29年3月31日現在の貸借対照表を基準としているため、実際に分割承継される金額は、上記金額とは異なります。

(5) 会社分割後の状況

	分割会社 (平成29年3月31日現在)	承継会社 (平成29年3月31日現在)
① 名称	株式会社プラザクリエイト本社	株式会社プラザクリエイト
② 所在地	東京都中央区晴海一丁目8番10号	東京都中央区晴海一丁目8番10号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 大島康広	代表取締役社長 大島康広

	分割会社 (平成 29 年 3 月 31 日現在)	承継会社 (平成 29 年 3 月 31 日現在)
④ 事業内容	グループの統括及び事業子会社の管理業務の受託	プリントショップのフランチャイズ事業及びプリントショップの経営並びにモバイル事業、法人事業
⑤ 資本金	100 百万円	10 百万円
⑥ 決算期	3 月 31 日	3 月 31 日

(6) 今後の見通し

本件は、当社100%連結子会社との吸収分割であるため、連結に与える影響は軽微であります。また、本吸収分割以降の当社個別の業績につきましては、主としてグループ会社からの経営指導料収入等により本社の運用経費等を賄う収益構造となる予定であります。

2. 商号の変更

(1) 商号の変更について

① 変更の理由

当社は、当社グループの中核事業を事業子会社（新商号 株式会社プラザクリエイト）に完全に集約したことに伴い、当社の商号を変更するものであります。

② 新商号（英文表記）

株式会社プラザクリエイト本社（PLAZA CREATE HONSHA CO., LTD.）

③ 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(2) 定款の一部変更

① 定款変更の理由

グループ全体の更なる成長と本社機能の強化を図り、なお一層の社業発展に資するため、現行定款第 1 条（商号）に定める当社商号を株式会社プラザクリエイトから株式会社プラザクリエイト本社に変更するものであります。なお、本変更につきましては、当社グループの事業再編に合わせ、平成29年10月1日に効力を発生することとし、その旨の附則第 1 条を設けるものであります。

② 変更内容

変更内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 後
(商 号) 第1条 当社は、 <u>株式会社プラザクリエイト</u> と称し、英文では、 <u>PLAZA CREATE CO., LTD.</u> と表示する。 (新設)	(商 号) 第1条 当社は、 <u>株式会社プラザクリエイト本社</u> と称し、英文では、 <u>PLAZA CREATE HONSHA CO., LTD.</u> と表示する。 <u>附則</u> <u>第1条 第1条（商号）は、平成29年10月1日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、期日経過後これを削除する。</u>

以上